平成31年度安全な農林水産物安定供給のための
レギュラトリーサイエンス研究委託事業
応募要領

【応募受付期間】
　平成31年２月14日（木）～平成31年３月25日（月）17：00

※　本公募は、平成31年度政府予算原案に基づき行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容、予算額等に変更があり得ることを御留意願います。

【ご注意】
・　本事業への応募受付は全て「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」で行います。（郵送や直接の持ち込み、E-mail等では一切受け付けません。）
・　e-Radの使用にあたっては、事前に「研究機関の登録」、「研究者の登録」が必要となります。研究グループで応募する場合には、応募時までに、代表機関だけでなく共同研究機関も研究機関コード・研究者番号を取得していただく必要があります。
・　e-Radの登録手続きに日数を要する場合がありますので、２週間以上の余裕を持って手続きを行ってください。

平成31年２月

農林水産省
消費・安全局

平成31年度安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究
委託事業応募要領

目次

Ⅰ　はじめに……1
Ⅱ　事業の目的……2
Ⅲ　公募試験研究課題……2
1　公募試験研究課題、経費限度額(平成31年度)及び研究実施期間……2
2　採択件数……2
3　委託契約期間……3
Ⅳ　応募・審査……3
1　応募から委託契約までの流れ……3
2　応募資格等……5
3　応募手続等……8
4　説明会の開催……10
5　審査……10
6　審査結果等の通知……11
Ⅴ　委託契約……11
1　委託契約の締結……11
2　委託経費……11
3　試験研究の運営管理……15
Ⅵ　研究成果の取扱いと評価……16
1　研究成果の取扱い……16
2　試験研究課題の評価等……18
3　e-Radからの内閣府への情報提供等……18
Ⅶ　その他応募に当たっての注意事項……18
1　不合理な重複及び過度の集中の排除……18
2　研究費の不正使用……20
3　虚偽の申請・虚偽報告などの偽りに対する対応……21
4　研究活動の不正行為防止のための対応……21
5　指名停止を受けた場合の取扱い……23
Ⅷ　事業への参画機関の職員に対する計算資源等の利用提供……23
Ⅸ　中小企業の支援……23
Ⅹ　法令・指針等の遵守への対応……24
Ⅺ　問い合わせ先……24

（別紙資料）

別紙１　公募試験研究課題の詳細

別紙２　国の施設等機関に所属する研究者が応募する場合の要件等

別紙３　随意契約登録者名簿登録申請書

別紙４　府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募手続について

別紙５　企画提案書様式

別紙６　平成31年度安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究委託事業公募説明会参加申込書

別紙７　委託事業における人件費の算定等の適正化について（平成22年９月27日付け22経第96号大臣官房経理課長通知）

Ⅰ　はじめに

食の安全及び消費者の信頼を向上させるためには、食品中に含まれる有害化学物質・有害微生物、動物の伝染性疾病や植物の病害虫に関するリスク管理を、科学的知見に基づいて効果的・効率的に実施し、安全な農林水産物を安定的に供給していくことが重要です。

農林水産省は、科学的根拠に基づいた食品安全、動物衛生、植物防疫等に関する施策・措置を実施していくため、レギュラトリーサイエンス※を活用しています。

※ レギュラトリーサイエンスとは

科学的知見と、規制などの行政施策・措置との間を橋渡しする科学です。レギュラトリーサイエンスには、次の（ア）及び（イ）が含まれます。

（ア）　行政施策・措置の検討・判断に利用できる科学的知見を得るための研究（Regulatory Research）、

（イ）　科学的知見に基づいて施策を決定する行政（Regulatory Affairs）

（レギュラトリーサイエンスの例）

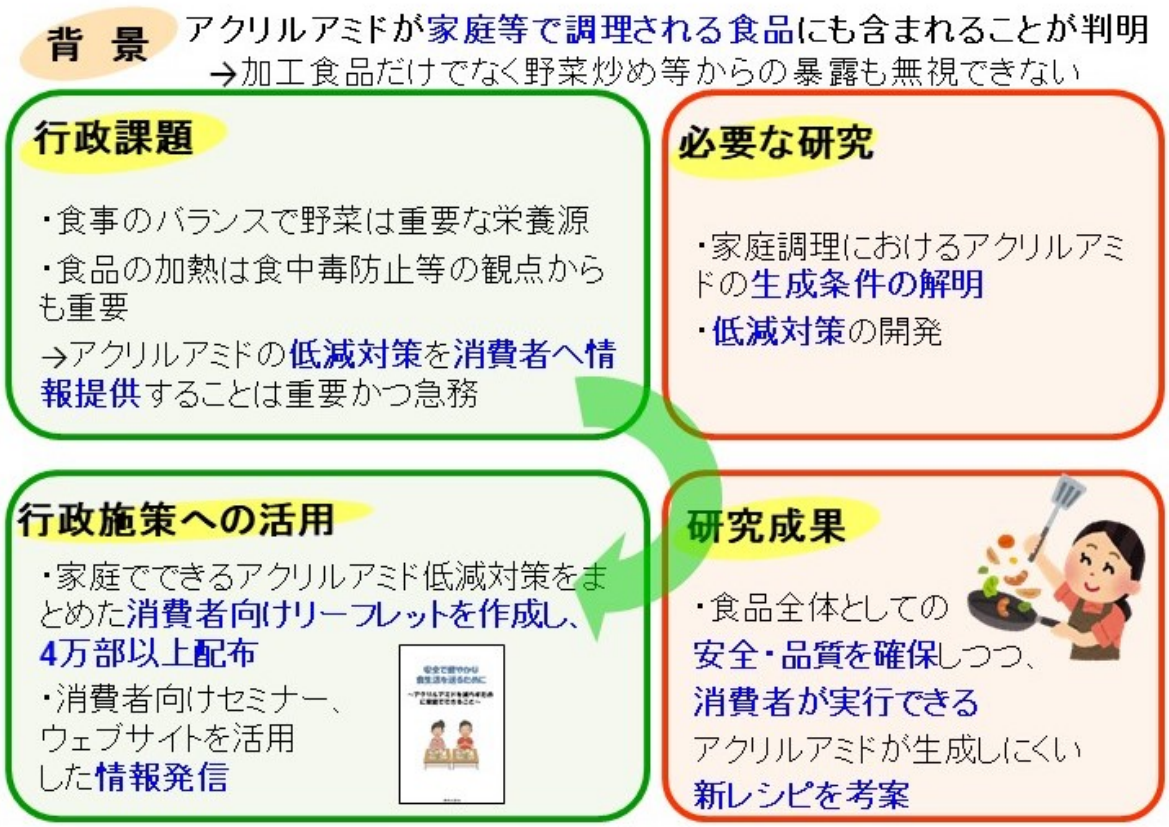

今般、平成31年度安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究委託事業（以下「本委託事業」という。）において、平成31年度から開始する試験研究課題の実施研究機関を公募します。研究の実施（公募試験研究課題の受託）を希望される研究機関等は、本要領にしたがって企画提案書等を提出してください。

Ⅱ　事業の目的

本委託事業は、食品安全、動物衛生、植物防疫等の分野において、**法令・基準・規則等の行政施策・措置の決定に必要な科学的知見を得るための研究**（レギュラトリーサイエンスに属する研究）を実施し、その研究成果を行政施策・措置に反映することにより、安全な国産農林水産物の安定供給に貢献することを目的としています。

また、本委託事業は、「安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究委託事業実施規程」（平成28年４月１日付け27消安第6114号・27農会第1706号消費・安全局長・農林水産技術会議事務局長通知。以下「実施規程」という。）※により実施します。

※ 実施規程について

実施規程では、試験研究課題の運営管理の方法のほか、受託先選定の方法、評価の方法等についても規定しています。

詳細は、以下の農林水産省のホームページを参照してください。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/regulatory_science/161128.html

Ⅲ　公募試験研究課題

１　公募試験研究課題、経費限度額（平成31年度）及び研究実施期間

平成31年度より開始する試験研究課題は次の【１】から【４】までの４課題とします。試験研究課題ごとの具体的試験研究内容及び達成目標は**別紙１**のとおりです。応募の際は**別紙１**をよく読んでから応募してください。

【１】堆肥中のクロピラリドによる生育障害を防ぐための技術開発

経費限度額：１０，０００千円（平成31年度）

研究実施期間：平成31年度～平成32年度

【２】インターフェロンγアッセイを用いた牛結核病の診断法の導入

経費限度額：６，８８６千円（平成31年度）

研究実施期間：平成31年度

【３】イノシシにおける豚コレラウイルスの動態解明及び伝播リスクの検証

経費限度額：６，０００千円（平成31年度）

研究実施期間：平成31年度

【４】*Xylella fastidiosa*の宿主範囲及び検定方法に関する研究

経費限度額：７，０００千円（平成31年度）

研究実施期間：平成31年度～平成33年度

２　採択件数

１の公募試験研究課題の【１】から【４】までについて、原則として、各１件の企画提案書を採択します。

３　委託契約期間

委託契約締結日から平成32年３月31日までを予定しています。なお、研究期間が複数年にわたる試験研究課題については、毎年度、契約を締結することとなります。

Ⅳ　応募・審査

１　応募から委託契約までの流れ

応募から委託契約までの流れは、図１のとおりです。

図１　応募から契約までの流れ

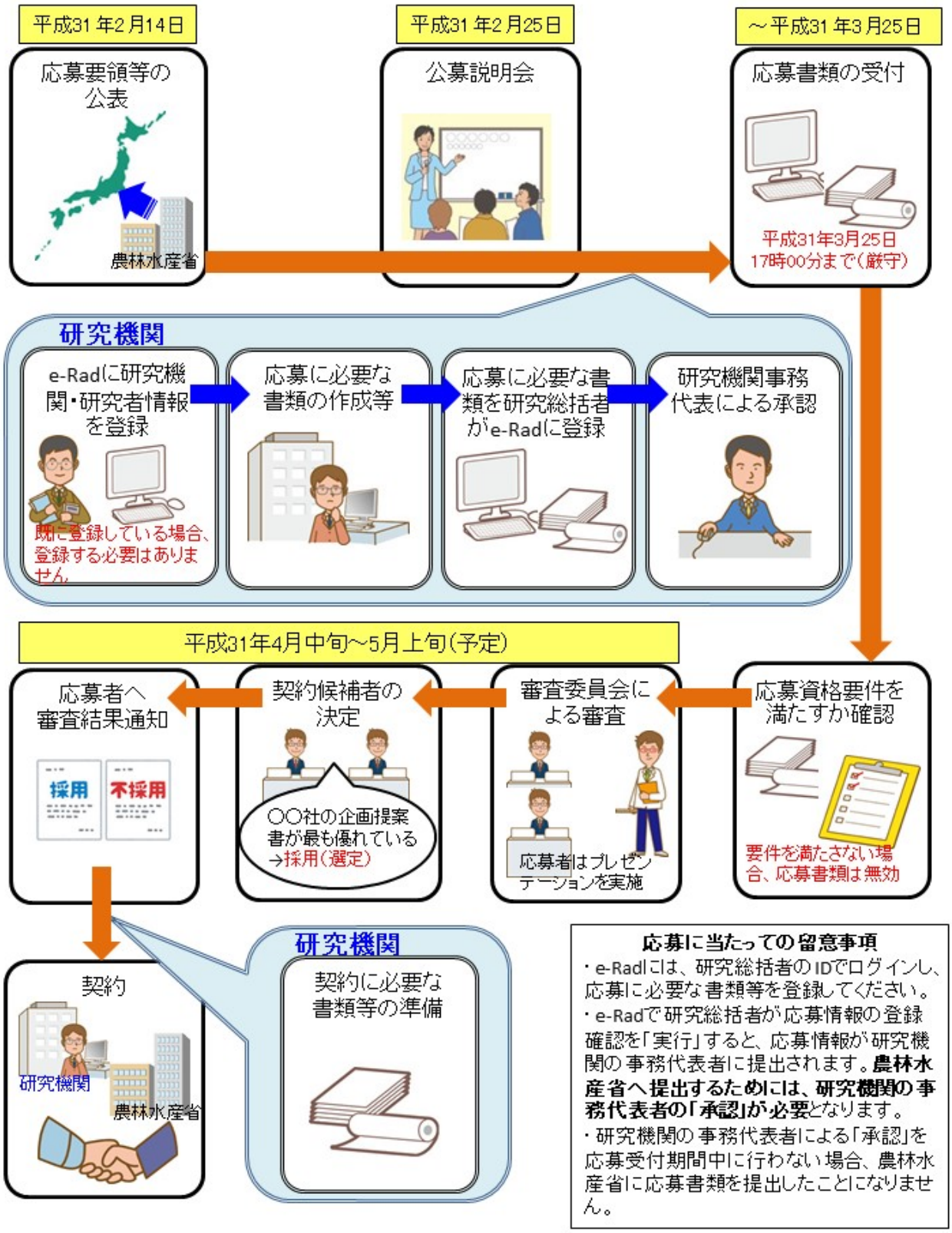

２　応募資格等

応募する場合には、次の（１）から（３）の要件を満たす必要があります。

（１）応募者の資格要件（単独での応募及び研究グループによる応募の両方に共通）

本委託事業には、単独で応募することも、複数の研究機関等からなる研究グループ（コンソーシアム。以下同じ。）で応募することもできます。研究グループとして応募する場合には、研究グループの構成員の中から「代表機関」を選定していただきます。

応募者（単独で応募する場合はその者、研究グループとして応募する場合は代表機関）は、次の①から⑥までの要件を満たす必要があります。

① 以下のアからウまでに掲げる条件を全て満たす機関又は機関に所属する者（以下「研究機関等」という。）であること。

ア　研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。

イ　研究開発を行うための経営基盤を有し、資金、設備等について管理能力を有すること。

ウ　知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

② 以下のアからカまでに掲げる研究機関等のいずれかに該当すること。

ア　都道府県、市町村及び公立の研究機関

イ　大学及び大学共同利用機関

ウ　独立行政法人、地方独立行政法人、特殊法人及び認可法人

エ　民間企業、公益社団法人・公益財団法人、一般社団法人・一般財団法人、NPO法人、その他法人格を有する機関

オ　国の施設等機関に所属する研究者（試験研究委託費の管理及び経理に係る事務をその所属する研究機関の長に委任することが可能な者であって、支出負担行為担当官農林水産省大臣官房参事官（経理）と委託契約を締結することができる者に限る。）（別紙２）

カ　その他上記アからオまでの権利能力を有する研究機関等で構成する研究グループ

③ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、試験研究課題に掲げられた研究内容を遂行する上で国外機関が有する特別の研究開発能力、研究施設等の活用が必要と考えられる場合又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではない。

④ 委託契約の締結に当たっては、農林水産省大臣官房参事官（経理）から提示する委託契約書に合意できること（委託契約書（案）を参照）。

⑤ 平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）※の「役務の提供等（調査・研究）」のＡ～Ｄの等級の有資格者であること（地方公共団体及び国の施設等機関に所属する研究者（別紙２）を除く。）。競争参加資格のない者は、応募できませんので、応募時までに競争参加資格を取得してください。競争参加資格の取得には時間を要しますので、応募する場合は速やかに申請を行ってください。資格の取得に係る詳細な情報については、以下を参照してください。

⑥　農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⑦　平成31年４月１日から有効な、平成31・32・33年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の申請を行っている、又は行う事を確約すること。（契約候補者となった場合には、本資格の写しを、契約時までに農林水産省に提出する必要があります。）

※　競争参加資格（全省庁統一資格）について

資格の取得に係る詳細な情報については、以下を参照してください。 http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html

＜再委託について＞

本委託事業については、受託者（契約手続を了した上で、本委託事業を実施する者。以下同じ。）から第三者に委託すること（再委託）はできません。単独での研究が困難な場合には、以下の（２）②により応募してください。

（２）研究体制等に関する応募要件

①　単独の研究機関等で応募する場合の要件

応募することができる者は、次のア及びイの要件を満たす必要があります。

ア　当該試験研究課題における研究総括者（当該試験研究課題について、実施計画の企画立案、研究の実施及び成果の管理を総括する者をいう。以下同じ。）及び経理統括責任者を設置すること。

イ　当該試験研究課題について、研究内容の企画立案及び進行管理を行う能力・体制を有すること。

②　複数の研究機関等が研究グループを構成して応募する場合の要件（研究グループ方式。図２参照）

本事業については、公募試験研究課題の一部又は全部を受託者が他の研究機関等に再委託することはできません。

このため、複数の研究機関等が共同で当該試験研究課題を受託しようとする場合には、研究グループを構成し、次のアからカまでの要件を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、研究グループの代表機関から応募していただく必要があります（委託契約を締結する際は、農林水産省と研究グループ（の代表研究機関等）が契約をすることとなります。）。

ア　代表する研究機関等に当該試験研究課題の研究総括者を、それ以外の研究機関等には研究実施責任者を設置していること。なお、研究総括者の所属する研究機関等が代表として農林水産省との連絡調整等を行うこととする。

イ　代表する研究機関等に当該試験研究課題の経理統括責任者を設置していること。

ウ　研究グループに参画する全ての研究機関等は、当該試験研究課題について、研究内容の企画立案及び進行管理を行う能力・体制を有すること。

エ　研究グループとして当該試験研究課題を実施することについて、研究グループに参画する全ての研究機関等が同意していること。

オ　農林水産省と研究グループが契約を締結するまでの間に、研究グループとして、当該試験研究課題に関する規約を策定すること（規約方式）又は研究グループ参画機関が相互に実施予定の試験研究課題に関する協定書を交わすこと（協定書方式）又は共同研究契約を締結すること（共同研究方式）が確実であること。

カ　研究グループとして契約を締結する必要があるため、契約締結前に「随意契約登録者名簿登録申請書」別紙３を提出すること。

なお、「５　審査」により、試験研究課題の契約候補者として研究グループを選定した後、契約締結までの間に、当該研究グループの構成に変更等が生じ、試験研究課題に掲げられた研究内容を遂行するのが困難と考えられる場合には、採択を取り消し、改めて契約候補者の選定を行うことがあります。

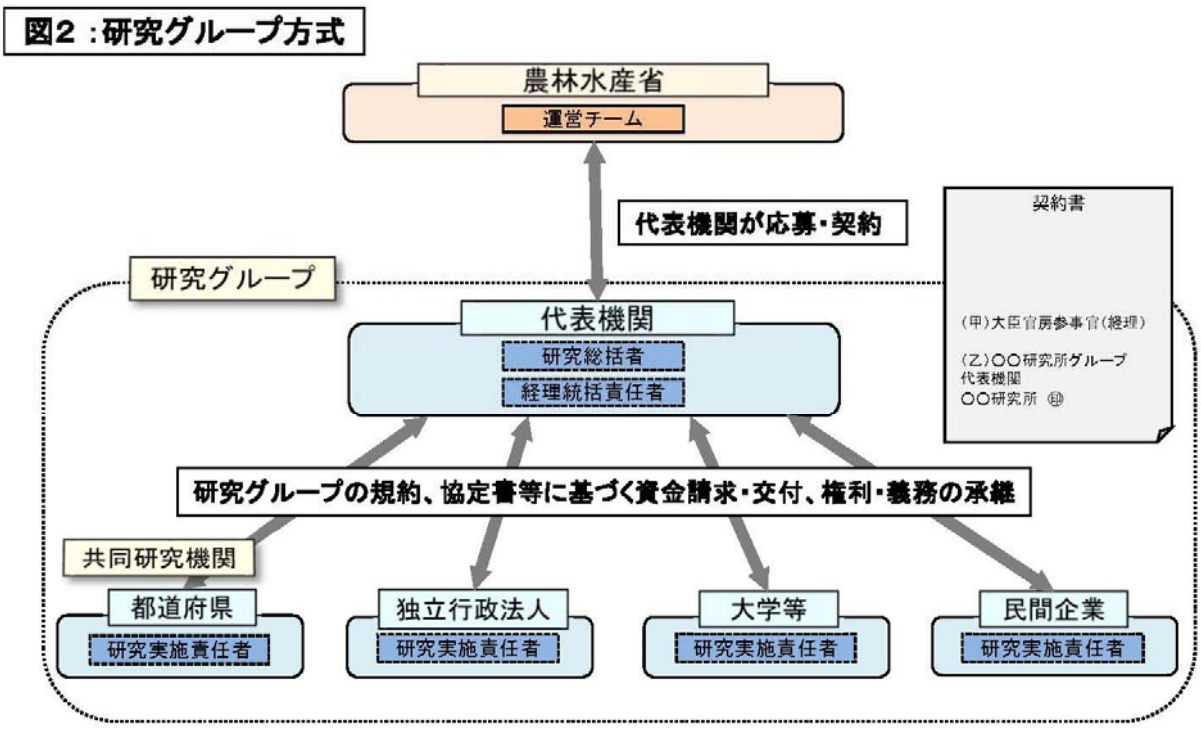

※ 国は、研究グループ（代表機関）と契約。研究グループ内は、国との契約、研究グループとしての規約、協定書等に基づく取引。研究は各研究機関が実施し、経理・会計処理は代表機関が行う。

（３）試験研究に必要な行政機関の許可等に関する要件

家畜の伝染性疾病の動物接種試験など、試験研究を遂行する際に行政機関、試験研究機関等の許可等が必要なものであって、かつ、許可等が得られない場合、試験研究の遂行に支障があるものについては、契約締結までの間に行政機関、試験研究機関等の許可等を得てください。なお、許可等が得られず研究内容の遂行が困難と考えられる場合には、採択を取り消し、改めて契約候補者の選定を行います。

３　応募手続等

（１）応募の前に

本委託事業の応募は、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を利用した電子申請により受け付けています。

e-Radを利用して応募するに当たっては、**あらかじめ研究機関等及び研究者情報の登録手続を行う必要**があります。研究機関等及び研究者情報の登録には、通常でも１～２週間程度、混雑具合によってはそれ以上の期間を要する場合もあります。また、応募手続を期限直前に行うと、多数の応募が集中し、e-Radの操作に支障が出る場合もありますので、応募は十分な時間的余裕を持って行ってください。

（２）提出された情報の取扱いについて

本委託事業に係る応募書類及びe-Radへの登録のために応募者から提出された資料に含まれる個人情報は、応募者への採択の採否の連絡、今後の契約手続、評価の実施、e-Radを経由した内閣府の「政府研究開発データベース」※への情報提供等、農林水産省が業務のために利用・提供する場合を除き、応募者に無断で使用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）。

なお、採択された個々の試験研究課題に関する情報（研究課題名、研究概要、研究機関名、研究者名、研究実施期間等）は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、研究上の不正行為、研究費の不正使用等を行った研究者等については、国の事業への応募制限のための情報提供を、内閣府その他研究資金を所管する国の機関に行います。

以上のことをあらかじめ御了解の上、応募ください。

※　政府研究開発データベースとは

政府研究開発データベースとは、総合科学技術・イノベーション会議が各種情報を一元的・網羅的に把握し、国の資金による研究開発の成果を適切に評価するとともに総合戦略の策定や資源配分を適切に実施できるよう、関係府省の担当者が各種情報を検索・分析するためのものです。

（３）応募方法

応募者は、応募書類をPDFに変換の上e-Radへアップロードし、電子申請を行ってください。農林水産省への提出にあたっては、応募受付期間中に研究総括者が所属する研究機関等の事務代表者によるe-Radシステム上での承認を得る必要があります。e-Radを利用した電子申請の詳細については、**別紙４**を参照してください。

２（２）②により複数の研究機関等がグループを構成して応募する場合は、研究総括者の所属する研究機関等が代表して応募してください。

なお、e-Radを使用しない方法（郵送、持参、FAX、電子メール等）による提出は受け付けませんので、御注意ください。

（４）応募受付期間

応募受付期間：　平成31年２月14日（木）10：00から
　　平成31年３月25日（月）17：00（厳守）

e-Radの利用可能時間帯：　00：00～24：00（土・日、祝祭日も利用可能）

e-Radのヘルプデスク受付時間：　平日９：00～18：00

ＴＥＬ：　0570－066－877（または03－6631－0622）

※　e-Radの利用時間及びヘルプデスクの運用時間は、平成31年１月31日現在。
今後、変更する可能性がありますので、e-Radポータルサイトの「システム管理者からのお知らせ」（https://www.e-rad.go.jp/news_list.html）及び「お問合せ方法」（https://www.e-rad.go.jp/contact.html）も御確認ください。

（５）応募書類

企画提案書をe-radにより受付期間内に提出してください。なお、企画提案書は本要領及び企画提案書様式別紙５にしたがって、日本語で作成してください。

また、次の①から③に該当する場合は、企画提案書と併せて、該当する書類を提出してください。

①　人件費及び試験研究費の賃金を計上する場合

研究機関等における受託単価規程又は人件費の算定等における算出根拠となる書類（Ｖの２（１）①参照）

②　地方公共団体及び国の施設等機関に所属する研究者以外の場合

２（１）⑤に規定する競争参加資格の写し（研究グループ方式で応募する場合は、代表する研究機関等が当該競争参加資格を有すること）

③　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定を受けている場合

ワーク・ライフ・バランスを推進する研究機関等として、以下の法令に基づく認定を受けている場合には、その認定等を証する書類の写し※

ア　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業）

イ　次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）

ウ　青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）

※　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等について

研究グループ方式で応募する場合は、構成員が有する認定等を証する書類のうち、審査上最も有利となる書類の写しを提出してください。

（６）応募に当たっての注意事項

①　応募資格を有しない者の企画提案書及び内容に虚偽が認められた企画提案書は無効とします。

②　企画提案書の受理後に記載内容の不備等があった場合は、企画提案書の差替えを

依頼しますが、受付期間内に差替えの企画提案書を提出できない場合は、無効となります。

③　企画提案書の受理後に、不備の有無を確認するためには、少なくとも１日程度要することが想定されますので、余裕を持って早めに提出してください。

④　応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。

⑤　企画提案書の返却には応じられません。

⑥　企画提案書に記載する連絡先は、応募後に確実に連絡が取れるところとしてください。

⑦　研究費の不正使用等、研究上の不正行為があった試験研究課題の研究開発責任者、研究員等については、一定の期間、本委託事業への参画は認めません。
（Ⅶの２及び４参照）

４　説明会の開催

当該公募に係る内容、契約に係る手続、提案書類等について説明するため、以下のとおり説明会を開催します。説明会への出席は義務ではありません。出席を希望する方は、研究機関ごとに参加申込書**別紙６**に御記入の上、平成31年２月22日17時00分までにインターネット※又はファクシミリにより、お申込みください。

※　インターネットにより申し込む場合

以下の受付フォームからお申込みください。 https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/gijyutu/h31_app.html

日　時：平成31年２月25日（月）13時30分～
場　所：農林水産省消費・安全局第２、３会議室（本館１階ドア№143）

説明課題：

【１】堆肥中のクロピラリドによる生育障害を防ぐための技術開発
【２】インターフェロンγアッセイを用いた牛結核病の診断法の導入
【３】イノシシにおける豚コレラウイルスの動態解明及び伝播リスクの検証
【４】*Xylella fastidiosa*の宿主範囲及び検定方法に関する研究

申込締切：平成31年２月22日（金）17時00分まで

５　審査

（１）審査方法

実施規程第５に基づき、「安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究委託事業審査実施規程」（以下「審査規程」※という。）第３により契約候補者を選定します。審査は原則として対面によるヒアリング審査によることとしますので、事前にプレゼンテーション用資料を御用意ください。

なお、審査委員会の開催（４月中旬を予定）及びプレゼンテーション用資料の提出に係る連絡は、応募した研究総括者に直接連絡します。また、企画提案書の個人情報、

知的財産等に係る情報等に配慮し、審査内容については公表しません。

※ 審査規程について

審査規程の詳細は、以下の農林水産省のホームページを参照してください。 http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/regulatory_science/161128.html

（２）審査規準

審査規程の別表に示した規準で審査を行います。

（３）契約候補者の決定

（１）の審査結果に基づき選定された者を、契約候補者として決定します。

６　審査結果等の通知

審査結果に基づき契約候補者が決定された場合は、速やかに応募者に通知するとともに、契約候補者名（研究グループによる応募の場合は、研究グループを構成する全機関名）を農林水産省のホームページに公表します。契約候補者への通知に際しては、必要に応じて試験研究の実施に当たって留意事項を付す場合があります。

なお、提案者の個人情報、知的財産等に係る情報等に配慮し、審査内容等に関する照会には応じません。

Ⅴ　委託契約

１　委託契約の締結

（１）委託契約の締結

農林水産省は、Ⅳの５により決定した契約候補者と委託契約を締結します。なお、契約候補者には、Ⅳの６の通知後、研究実施計画のほか委託契約に必要な書類を速やかに提出していただきます。

（２）２年目以降の取扱い

次年度以降も継続して実施する試験研究課題については、原則として、今回の公募により決定した契約候補者が実施するものとし、毎年度、当該試験研究の実施に先立ち、改めて委託契約を締結します。

ただし、Ⅵの２の中間評価及び運営チームにおける研究の進捗状況に係る点検の結果等により、試験研究の目標達成が著しく困難である等、試験研究の中止等をすべきと判断された場合には、委託契約を行わないことがあります。

２　委託経費

（１）委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次のアからオの直接経費及び一般管理費とします。

① 直接経費

本研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要となる経費です。次の費目が該当します。

なお、直接経費に計上できるものは、本委託事業の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であり、経理的に明確に区分できるものに限ります。特に、消耗品費、光熱水費等を計上する場合は注意が必要です。

ア 人件費

本研究に直接従事する研究総括者、研究員等の人件費を計上できます。なお、国又は地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、常勤職員の人件費は計上できません。

本委託事業における人件費の算定等に当たっては、「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成22年９月27日付け22経第961号大臣官房経理課長通知）**別紙７**によるものとします。

（注）人件費を計上する場合は、**別紙７**に基づき、受託単価又は実績単価を算定し、本委託事業に従事する時間、日数等を積算内訳に記載してください。

なお、企画提案書に記載された単価については、Ⅳの５（１）の審査委員会等により精査され、単価の見直しを企画提案書の採択条件とする場合があることをあらかじめ御承知ください。

また、精査後の単価については、原則として実績報告においても変更できませんので御留意ください。

イ 謝金

委員会等の外部委員に対する出席謝金、講演、原稿の執筆、研究協力等、本研究の遂行のために専門知識の提供等で協力を得た者に対する謝金を計上できます。

ウ 旅費

a 研究員旅費

受託した機関に所属する研究員等の調査、連絡等に要する旅費であって、本委託事業における試験研究課題を推進するための専用の支出であることが明らかであるものを計上できます。

b 委員等旅費

研究のアドバイザー等の国内旅費及び外国旅費を計上できます。

エ　試験研究費

a　賃金

研究に係る研究補助者（アルバイト、パート）に対する賃金を計上できます。

なお、本委託事業における賃金の算定等に当たっては、別紙７によるものとします。

（注）賃金を計上する場合は、別紙７に基づき、受託単価又は実績単価を算定し、本委託事業に従事する時間、日数等を積算内訳に記載してください。

なお、企画提案書に記載された単価については、Ⅳの５（１）の審査委員会等により精査され、単価の見直しを企画提案書の採択条件とする場合があることをあらかじめ御承知ください。

また、精査後の単価については、原則として実績報告においても変更できませんので御留意ください。

b　機械・備品費

当該研究の遂行に当たって必要となる機器等のうち、耐用年数１年以上かつ取得価格が10万円以上の機器等に係る経費を計上できます。

リース・レンタル等で経費を抑えられる場合は、経済性等の観点からリース等で対応してください。

物品を購入又はリースする場合は、契約書の物品購入計画もしくは物品リース計画に事前に記載することになりますので、その際に購入又はリースになった理由を確認させていただきます。

なお、リース・レンタル料の計上については、借料及び損料を参照してください。

（注）研究機関等で通常備えておくべき機器（パソコンや基本的な研究機器等）の購入は、本委託事業の目的遂行に必要と認められるものに限ります。

c　消耗品費

事務用品、燃料、薬品、飼料等で、長期使用に適さないもの等の経費を計上できます。

d　印刷製本費

研究成果報告書、資料等の印刷、製本等研究に必要な資料を作成するために必要な経費を計上できます。

ただし、製本等のために必要な事務用品については、研究のみに使用することが明確な場合に限り計上できます。

e　物品等の借料及び損料

物品、施設、ほ場等の借料及び損料を計上できます。

（注）物品をファイナンスリースで使用する場合には、リース料算定の基礎となるリース期間は、原則、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた期間（法定耐用年数）以上とするなど、合理的な基準に基づいて設定してください。そのリース期間が事業期間を上回り、事業終了後も使用する場合は、事業終了後にかかるリース費用については、自己負担になります。リース期間が、上記によりがたい場合は、リース契約の前に当局との協議が必要です（物品の法定耐用年数などの合理的な基準に基づかないリース期間の場合、原則、リース契約により調達した物品を事業終了後も継続して使用することはできません。）。

f　光熱水料

研究施設等、研究機器等の電気、ガス、水道料を計上できます。研究推進に直接必要であることが、経理的に明確に区別できるものに限ります。

g　燃料費

研究施設等の燃料（灯油、重油等）費を計上できます。研究推進に直接必要であることが、経理的に明確に区別できるものに限ります。

h　会議費

研究推進会議及び研究推進上必要な会議の開催に係る費用を計上できます。

i　雑役務費

物品の加工・試作費、単純な分析等の外注費等を計上できます。

オ　消費税等相当額

上記の経費のうち、非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の８％を計上できます。なお、本契約について、消費税法の改正に伴い、契約締結時までに消費税率の適用を変更することがありますが、この場合でも、総額（課題ごとの委託研究経費限度額）については、変更はありません。

② 一般管理費

直接経費以外で本委託事業に必要な経費です。具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課等となります。なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、本委託事業に携わる人数比で按分する等によ

り合理的に算出し、本委託事業に係る経費であることを明確に区分してください。原則上記①エの試験研究費の15％以内（研究総括者の申請に応じ、最大30％までの加算を認めます。）とする必要があります。

※　公益法人の方へ

受託者が公益法人の場合は、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年３月29日閣議決定）に基づき、国から公益法人に交付された補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）のうち、他の法人等の第三者に分配・交付するものを５割未満にする必要があります。また、国から公益法人に交付された補助金等を年間収入の３分の２未満とする必要があります。

（２）購入機器等の管理

本委託事業により受託者が取得した物品（機械・備品費で購入した機器等）は受託者において、善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

本委託事業の購入物品である旨の標示をするとともに、委託事業ごとに管理簿に登録してください（様式は委託契約書（案）を参照）。

なお、本委託事業終了後の取扱いに係る手続は、別途、国からお知らせします。

３　試験研究の運営管理

（１）研究推進会議の開催

実施規程第７に基づき、受託者には、研究計画の設計、決定及び必要な見直しを行うとともに、研究の進捗状況を確認するために、研究推進会議を開催していただきます。

研究推進会議については、試験研究課題に参画している研究者のほか、試験研究成果をもとに決定する行政施策・措置の円滑な導入を図る観点から、当該行政施策・措置の対象となる関係者（農林漁業生産者・法人、食品製造・加工事業者、食品流通事業者及び検査機関並びにこれら事業者等が組織する団体等）の参画を必須としています。

なお、研究推進会議の設置に当たっては、（２）により設置される試験研究課題運営チーム（以下「運営チーム」という。）と事前に連絡調整を行っていただく必要があります。

（２）試験研究課題運営チームとの連携等

実施規程第７に基づき、農林水産省消費・安全局では、運営チームを試験研究課題ごとに設置し、研究推進会議への参画等を通じて試験研究課題の進行管理を行います。

受託者は、日頃から運営チームと密に連携し、情報交換することが求められます。研究の進捗状況を適宜運営チームに共有し、施策の推進に資する成果が得られるよう、必要に応じて研究計画の改善を行ってください。

Ⅵ　研究成果の取扱いと評価

１　研究成果の取扱い

（１）研究成果に係る知的財産権の帰属等

研究成果に係る知的財産権が得られた場合、日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第19条）等に基づき、受託者から以下の事項の遵守を約すること（確認書の提出）を条件に、農林水産省は受託者から当該知的財産権を譲り受けないこととする予定です。

① 研究成果に係る発明等を行った場合には、出願等を行う前に農林水産省に報告すること。

② 農林水産省が公共の利益のために当該知的財産権を必要とする場合に、農林水産省に対して無償で実施許諾すること。

③ 当該知的財産権を相当期間活用していない場合に、農林水産省の要請に基づき第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。

④ 当該知的財産権の第三者への移転又は専用実施権等の設定等を行う場合は、一部の例外を除き、あらかじめ農林水産省の承諾を受けること。

⑤ 当該知的財産権について自ら又は許諾先が国外で実施する場合には、あらかじめ農林水産省の承諾を得ること。

また、受託者は、研究成果に係る知的財産権について、出願、登録、実施、放棄等を行った場合には、契約期間中か否かに関わらず定められた期間内に農林水産省へ報告していただく必要があります。

なお、研究グループによる研究の場合は、必要に応じて、構成員のうち、一部の機関の間で持ち分を定めることができます。

（２）知的財産権以外の研究成果の取扱い

受託者には、知的財産権以外のものを含む全ての研究成果について、実施規程第８の規定に基づき、Ⅲの３の委託契約期間の終了時までに試験研究課題の実績報告書を農林水産省消費・安全局長に提出していただきます。

（３）研究成果の管理

受託者は、次の事項について取り組んでいただきます。

① 研究１年目に本委託事業における知的財産に関する基本的な合意事項（秘密保持、知的財産権の帰属の基本的考え方、知的財産権（研究成果に係るもの及び研究グループの各構成員が予め保有するもの等）の自己実施や実施許諾に係る基本的な考え方等）を検討し、構成員間における合意文書（知財合意書）を作成し、農林水産省へ提出していただきます。ただし、受託者が単独機関である場合は省略できます。

② 本委託事業によって得られる研究成果の権利化、秘匿化、論文公表等による公知化、標準化といった取扱いや実施許諾等に係る方針（権利化等方針）を作成し、農林水産省へ提出していただきます。

③ 研究の進行管理のために受託者が開催する研究推進会議等において、知的財産マネ

ジメントに関して知見を有する者（弁理士、民間企業における知的財産マネジメントの実務経験者、大学TLO、参画機関の知的財産部局や技術移転部局等）の助言を得ながら、知的財産マネジメントを進めていただきます。

④　本委託事業の研究成果によって得られた知的財産権の研究ライセンス及びリサーチツール特許の活用については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年５月23日総合科学技術会議）※1及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年３月１日総合科学技術会議）※2に基づき、対応することとします。

⑤　特許法では特許を受ける権利は発明者に帰属しますが、従業者等が職務として研究・開発した結果完成した発明（職務発明）に関しては、従業者等の雇用、設備・研究費の負担など、使用者等による一定の貢献があることから、使用者等に通常実施権を付与し、予約承継（あらかじめ特許を受ける権利又は特許権を使用者等に承継させること等を職務発明規程、就業規則等で定めておくこと）を認めています。受託者（研究グループにより研究を実施する場合は、研究グループを構成する全機関）において職務発明規程等が定められていない場合、農林水産省との契約履行上、研究成果の帰属や権利の承継に不都合が生じますので、本委託事業の契約締結後速やかに整備していただきます。

※１　大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針について

詳細については、以下の内閣府のホームページを参照してください。 http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060523_2.pdf

※２　ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針について

詳細については、以下の内閣府のホームページを参照してください。 http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken070301.pdf

（４）研究成果の発表

本委託事業で得られた研究成果は、基本的に、研究成果報告会の開催等を通じて農林水産省消費・安全局が公表しますので、受託者は契約期間にかかわらずこれに協力していただきます。

受託者が研究成果を公表する場合は、本委託事業の契約期間にかかわらず事前にその内容について農林水産省消費・安全局の運営チームに協議し、承諾を得るとともに、本委託事業による研究の成果であることを明記してください。

また、承諾を得て公表した資料は、毎年度末、農林水産省消費・安全局の運営チームに報告してください。

なお、特許の出願前に研究成果を公開した場合、新規性が失われ特許権等を受けることができなくなることがありますので御注意ください。

（５）研究成果に係る秘密の保持

本委託事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず決して第三者に漏らさないでください。また、得られた研究成果をもとに共同研究等を別途実施する際には、事前に農林水産省消費・安全局食品安全政策課食品安全技術室または運営チームに御相談ください。

２　試験研究課題の評価等

それぞれの試験研究課題について、実施規程第７の４に基づき、中間評価及び事後評価を実施します。受託者には、各評価に必要な資料の作成に協力していただきます。実施した評価の結果は、研究計画の見直し、予算の配分等に反映されます。

・中間評価：研究実施期間の中間時に実施（３年の研究期間を有するものに限る。）

・事後評価：研究実施期間の最終年度の翌年度に実施

また、中間評価を実施しない年度においても、運営チームにおいて研究の進捗状況の点検を行い、必要に応じて研究計画の内容を見直し、予算の配分等に反映させることがあります。

なお、農林水産省消費・安全局では、実施規程第７の５に基づき、試験研究終了から一定期間経過後に、行政施策・措置の決定、実施における各試験研究成果の活用状況等について追跡調査を実施する予定です。受託者は、必要に応じて本調査に協力していただきます。

３　e-Radからの内閣府への情報提供等

第５期科学技術基本計画（平成28年１月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Radへの登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Radに登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

これを受けて、総合科学技術・イノベーション会議及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績のe-Radでの登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Radでの入力をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

Ⅶ　その他応募に当たっての注意事項

１　不合理な重複及び過度の集中の排除

不合理な重複※1及び過度の集中※2の排除を行う観点から、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年９月９日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、競争的資金に限らず本委託事業の研究資金についても、これに準じた取扱いを行うこととします。

（１）応募書類への記載

本事業の応募の際には、現在参画しているプロジェクト等（他府省を含む他の委託事業及び競争的資金。以下「プロジェクト等」という。）の応募・受入状況（制度名、研究課題名、実施期間、研究予算額、エフォート（研究専従率））を提案書に記載していただきます。なお、提案書に事実と異なる記載をした場合は、採択の取消し又は委託契約の解除、委託費の返還等の処分を行うことがあります。

また、不合理な重複及び過度の集中の排除の確認のため、応募内容の一部（研究開発課題名、研究者名、研究機関名、研究概要等）を他の配分機関等に情報提供する場合があります。

（２）不合理な重複及び過度の集中に該当する場合

提案書及び他府省からの情報等により、不合理な重複及び過度な集中が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の決定の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

※１　不合理な重複とは

同一の研究者による同一の研究課題（プロジェクト等が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数のプロジェクト等に対して同時の応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済みのプロジェクト等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

（注）競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年９月９日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の詳細は、以下の内閣府のホームページを参照してください。
http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1_tekiseisikkou.pdf

※２　過度の集中とは

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

● その他これらに準ずる場合 （注）競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年９月９日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の詳細は、以下の内閣府のホームページを参照してください（再掲）。 http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1_tekiseisikkou.pdf

２　研究費の不正使用

（１）不正使用防止等に向けた取組

農林水産省では、研究費の不正使用防止への対応について、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年８月31日総合科学技術会議）に則り、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月１日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「管理・監査ガイドライン」という。※）を策定しました。

本委託事業で実施する試験研究活動には、管理・監査ガイドラインが適用されますので、研究実施機関は、管理・監査ガイドラインに沿って、研究費の管理・監査体制を整備する必要があります。また、その実施状況の報告等を求めるとともに、体制整備等の状況に関する現地調査を行う場合があります。

※ 管理・監査ガイドラインについて

詳細は、以下の農林水産省ホームページを参照してください。 http://www.affrc.maff.go.jp/docs/misbehavior.htm

（２）不正使用等が行われた場合の措置

本委託事業及び当省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）を行ったために、委託費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該研究費を返還した年度の翌年度以降、一定期間、本委託事業に係る新規の応募又は継続課題への参加を認めません。

① 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者

ア　個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間

イ　ア以外による場合

a　社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：５年間

b　a又はc以外の場合：２～４年間

c　社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：１年間

② 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：５年間

③ 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：不正使用等

を行った研究者の応募制限期間の半分（上限は２年間とし、下限は１年間で端数は切り捨てる。）の期間

④　他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務※1に違反した研究者：当該競争的資金等において応募又は参加を制限されることとされた期間と同一の期間

本委託事業において研究費の不正使用等を行ったため、委託費の全部又は一部の返還措置が採られた場合、当該不正使用等の概要を公表するとともに、その情報を他の競争的資金等を所管する国の機関に提供します。このことにより、他の競争的資金等においても応募・参加が制限される場合があります。

研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同機関に所属する全ての研究者について、一定期間、本委託事業への応募又は参加を認めないこととします。

なお、農林水産省が公的研究費の配分先の研究機関等において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について※2」を御覧ください。

※１　善管注意義務違反の例

原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、研究資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

※２　研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について

詳細は、以下の農林水産省ホームページを参照してください。 http://www.affrc.maff.go.jp/docs/misbehavior.htm

３　虚偽の申請・虚偽報告などの偽りに対する対応

本委託事業において、申請内容や採択後の報告内容で虚偽行為が明らかになった場合、実施課題に関する委託契約を取り消し、委託費の一括返還、損害賠償等を受託者に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本委託事業から資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者については２（２）の不正使用等が行われた場合と同様の措置がとられます。

４　研究活動の不正行為防止のための対応

（１）不正行為防止に向けた取組

農林水産省では、研究上の不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関し、「研究上の不正に関する適切な対応に

ついて」（平成18年２月28日総合科学技術会議）に則り、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※）及び「農林水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規程」（平成18年12月15日付け18農会第1148号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※）を策定しています。

本委託事業で実施する研究活動には、これらの通知が適用されます。各研究機関においては、不正行為ガイドラインに基づいて、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、契約締結時までに研究倫理教育を実施していただき、契約の際に、「研究倫理教育の実施に関する誓約書」を提出していただく必要があります（研究倫理教育を実施していない研究機関は、本委託事業に参加することはできません。）。また、研究活動の特定不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関する告発等を受け付ける窓口を設置し、特定不正行為の告発があった場合に調査委員会を設置し調査する等、研究活動における特定不正行為に対し適切に対応していただく必要があります。

※ 農林水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規程について

詳細は、以下の農林水産省ホームページを参照してください。 http://www.affrc.maff.go.jp/docs/misbehavior.htm

（２）特定不正行為が行われた場合の措置

特定不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、特定不正行為に関与したと認定された者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本委託事業をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請・参加を制限する場合があります。

① 特定不正行為に関与したと認定された者については、その特定不正行為の程度により、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降２年から10年

② 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、その特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降１年から３年

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、特定不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管の独立行政法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請・参加が制限される場合があります。

５　指名停止を受けた場合の取扱い

公募期間中に談合等によって当省から指名停止措置を受けている研究機関等が参画した研究グループによる応募について、措置対象地域で研究を実施する内容の応募は受け付けません。なお、公募期間終了後、採択までの間に指名停止を受けた場合は、不採択とします。

Ⅷ　事業への参画機関の職員に対する計算資源等の利用提供

農林水産研究開発の効率化・効果的な推進等を図るため、農林水産省の事業に参画する者に対して、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターの農林水産研究情報総合センターが運用する研究技術情報及び計算資源※を提供しています。

利用を希望する場合、ホームページに記載された利用手続に従って申請を行ってください。

なお、詳しくは、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター情報システム課企画・システム係（ＴＥＬ：029－838－7345）へお問い合わせください。

※　研究技術情報及び計算資源とは

具体的には次のとおりです。

- 研究情報（文献情報、研究課題、研究成果、全文情報等）
- 科学技術計算システム（大規模演算サーバ（スーパーコンピューター）及び科学技術計算アプリケーション（数値・統計解析、計算化学、構造・流体解析等）
- 以上のほか、その他情報（気象データ、地図データ、農林水産統計データ等）の提供のほか、利用支援等を実施

（注）研究技術情報等の利用方法の詳細については、以下の農林水産研究情報総合センターのホームページを参照してください。

http://itcweb.cc.affrc.go.jp/affrit/beginner

Ⅸ　中小企業の支援

本委託事業で公募する試験研究課題については、「中小企業技術革新制度（SBIR制度）」※の「特定補助金等」に指定される予定です。この特定補助金等の交付を受けた中小企業者等は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、以下の支援措置を受けることができます（それぞれの制度を利用する際には、別途審査等が必要になります。）。

①　日本政策金融公庫の低利貸付制度が利用できます。

②　特許に係る審査請求手数料や特許料が軽減（半減）されます。

③　資本金３億円を超える企業に対し、中小企業投資育成株式会社から投資を受けることができます。

④　国等の入札において、入札参加等級や過去の納入実績に関わらず、入札参加が可能になるよう努めています。

⑤　「SBIR特設サイト」において研究開発成果などの事業PRができます。

※　中小企業技術改革新制度（SBIR）について

詳細は、以下のSBIR特設サイトを御覧ください。
http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/

Ⅹ　法令・指針等の遵守への対応

本要領に記載するもののほか、関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合があります。

例えば、研究計画に相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究、海外への技術漏洩への対処を必要とする研究、動物実験を必要とする研究などが含まれている場合には、法令等に基づく手続きを適正に実施していただく必要があります。

海外への技術漏洩への対処については、「外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）」に基づき輸出が規制されている貨物や技術を輸出しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。物の輸出だけではなく情報提供（設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供すること、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等）も規制対象となります。※1

動物実験等に関しては、「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年６月１日付け農林水産技術会議事務局長通知※2）に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

※１　海外への技術漏洩の対処について

詳細は、以下の経済産業省安全保障貿易管理のホームページを参照してください。
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html

※２　動物実験等について

詳細は、以下の農林水産省のホームページを参照してください。
http://www.affrc.maff.go.jp/doubutsujikken/doubutsujikken_kihonshishin.htm

Ⅺ　問い合わせ先

本件に関する問い合わせは、以下の問い合わせ先において受け付けます。なお、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等についてはお答えできません。また、これ以外の問い合わせについては、質問者が特定される情報等は伏せた上で、その質問及び回答内容を農林水産省消費・安全局のホームページ※にて掲載しますので御了承ください。

※　問い合せ及び回答内容の掲載先

http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/regulatory_science/h31.html

（問い合わせ先）

〒100－8950
東京都千代田区霞が関１－２－１

【公募及び公募説明会について】

消費・安全局食品安全政策課食品安全技術室
レギュラトリーサイエンス対応推進班　担当者　中井、串田
ＴＥＬ：03－3502－5722
ＦＡＸ：03－3597－0329

【契約締結について】

農林水産省大臣官房予算課契約班　担当者　山下
ＴＥＬ：03－6744－7162
ＦＡＸ：03－6738－6158

受付期間：平成31年２月14日（木）～平成31年３月25日（月）17時00分まで
（土曜・日曜日及び祝日を除きます。）
受付時間：10：00～17：00